

公益社団法人京都府看護協会特定個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人京都府看護協会（以下、「本会」という。）における特定個人情報の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(原則)

第2条 本会の個人情報の取扱は、個人情報保護法、行政手続きにおける特定の個人を識別するための暗号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）等の関係法令及び本会の個人情報保護方針の定めによるほか、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）に準拠して行うものとする。

(定義)

第3条 この規程における特定個人情報とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。

(取扱事務の範囲)

第4条 本会は、次の事務に関して特定個人情報を取り扱うものとする。

- (1) 健康保険、厚生年金保険関係届出事務
- (2) 雇用保険関係届出事務
- (3) 労働者災害補償保険法関係届出事務
- (4) 国民年金第3号被保険者関係届出事務
- (5) 給与所得に係る源泉徴収票作成事務
- (6) 研修会等の講師等の報酬に係る支払調書作成事務

(組織体制)

第5条 特定個人情報の取扱いについての体制は、次のとおりとする。

- (1) 総責任者 専務理事
- (2) 事務取扱責任者 事務局長
- (3) 事務取扱担当者 給与、出納事務担当者

(守秘義務)

第6条 特定個人情報を取り扱うすべての者は、秘密保持に十分留意して、特定個人情報を取り扱わなければならない。

- 2 特定個人情報を取り扱うすべての者は、毎年度当初に、誓約書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(責任者の責務)

第7条 総責任者及び事務取扱責任者は、情報漏洩発生時又はその可能性が疑われる場合には、直ちにその原因を究明し、漏洩の拡大を防止するよう対策を講じるとともに、会長に報告しなければならない。

(取得段階の取扱)

第8条 事務取扱責任者及び事務取扱担当者は、職員から特定個人情報の提供を受けるに当たって、その情報が記載された紙（個人番号カードの写しなど）により受領しなければならない。

2 事務取扱責任者及び事務取扱担当者は、受け取った特定個人情報が記載された紙を複写したり、撮影したりしてはならない。

(利用段階の取扱)

第9条 事務取扱責任者及び事務取扱担当者は、第4条に定める事務に関して、特定個人情報を取り扱うことができるものとする。

2 事務取扱責任者及び事務取扱担当者は、関係行政機関への提出及び調査等の場合に限り、総責任者の許可を得て特定個人情報を持ち出すことができる。

(保存段階の取扱)

第10条 特定個人情報は、それが記載された書類等に係る関係法令、本会の規則等に定める期間保存する。

2 特定個人情報が記載された書類等は、鍵付き書庫に保管するなどの方法により行うものとする。

(提供段階の取扱)

第11条 特定個人情報は、関係法令により必要な場合においてのみ、関係行政機関へ提供することができる。

2 前項の提供に当たっては、簡易書留の利用等適切な方法により行うものとする。

(廃棄の段階)

第12条 特定個人情報は、関係法令、本会の規則等により定められた保存期間を超えた場合に、廃棄を行うものとする。

2 前項の廃棄に当たっては、秘密保持に十分留意して適切な方法により行うものとする。

(委託)

第13条 本会は、第4条に定める事務に関して、その全部又は一部を税理士事務所に委託することができる。

2 本会は、委託先において、番号法に基づき本会が果たすべき安全管理措置と同等以上の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

(改正)

第14条 この規程は、理事会の議決を経て改正する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

別記

様式第1号（第6条）

特定個人情報の取扱いに関する誓約書

公益社団法人京都府看護協会

会長

様

私は、特定個人情報の取扱いに関して、下記のことを遵守することを誓約します。

記

- 1 特定個人情報に関して漏洩させることがないように取り扱い、厳重な管理の下で業務を遂行すること。
- 2 特定個人情報を取り扱うに当たって、不必要に記録を取ったり、複写したり、写真を撮影したりすることなどがないようにするとともに、第三者に口外したり、情報を提供したりしないこと。
- 3 特定個人情報に関しては、退職した後においても、他の事業者、その他の第三者のために開示、漏洩若しくは使用しないこと。
- 4 退職に当たっては、特定個人情報に関する資料（複写したものを含む。）等については持ち出さず、保有しないこと。

平成 年 月 日

住所

氏名

㊟